資料3

水産基準値案と水産 PEC の関係及び基準値設定後の対応について

1.水産基準値案及び水産 PEC の関係

(単位: µg/L)

農薬名	基準値	水田	水田	水田 PEC _{Tier2}	水田	非水田	非水田
	(案)	PEC _{Tier1}	PEC _{Tier2}	(分解性考慮)	PEC _{Tier3}	PEC _{Tier1}	PEC _{Tier2}
アミトラズ	26	1	-	-	1	0.028	ı
エチプロール	19	9.0	0.41*	-	1	0.011	ı
クロルフルアズロン	0.029	-	-	-	-	0.0037	-
クロルメコートクロリド	3,200	ı	ı	-	-	0.0091	-
(クロルメコート)							
トリネキサパックエチル	5,700	1	-	-	1	0.022	ı
ピリミホスメチル	0.031	ı	-	1	ı	0.023	ı
マラチオン(マラソン)	0.30	<u>4.5</u>	3.3	<u>3.1</u>	0.24	0.055	-

網掛け: PEC が水産基準値案の10分の1以上

下線:PEC が水産基準値案を上回る

*:事務局算出

2.基準値設定後の対応

水産 PEC が水産基準値案の 10 分の 1 になることが確認できなかったクロルフルアズロン、ピリミホスメチル及びマラチオン (マラソン)については、農薬残留対策総合調査等における水質モニタリング調査の対象農薬とし、これら農薬の使用が多い都道府県において、水質モニタリング調査の実施について検討することとする。